

長崎県入札監視委員会
報告及び意見書

平成23年3月

長崎県入札監視委員会

長崎県入札監視委員会から知事への報告及び意見

長崎県においては、平成13年度に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「適正化法」）及び平成17年度に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品質確保法」）に基づき、建設工事に係る入札契約制度の改善に努めながら、抜本的な改正に取り組みられてきたところであり、入札の透明性、公正性及び競争性は向上が見られます。

適正化法及び品質確保法に基づき、低価格による過当競争の防止、工事品質や施工上の安全の確保、下請負人の保護、優良な建設業者の育成のための種々の対策が講じられ、一定の成果を上げられておりますが、建設市場における建設投資と建設業者数のバランスが崩れた状況は改善されず、多くの入札で最低制限価格付近での競争が見られ、工事品質や施工上の安全の確保、下請負人の保護などは、引き続き重要な課題となっております。

平成22年度は2回の定例会議と1回の随時会議を開催して、入札結果に不自然さがみられる案件や総合評価落札方式などを中心に抽出し、発注機関職員への対応、談合が起こりにくい入札制度のあり方、総合評価落札方式における技術力の適正な評価・評価基準の客観性などを含め審議を行いました。

その結果、全体的に適正な入札が執行され、入札結果に不自然さがみられる案件の対応については、要綱・マニュアルの見直しが行われているものの、入札談合に係る違法・不正行為に対してはペナルティの強化を図る必要があると考えております。なお、総合評価落札方式については、システムとしての良いところはさらに発展させる事を求めるとともに、今後も引き続き審議してまいります。

平成19年12月に「長崎県公共調達システム改革工程表」が策定され、入札制度の改革に取り組まれているところですが、平成20年後半からの未曾有の経済危機に対し、県の緊急経済雇用対策として最低制限価格の引き上げ、指名競争入札の暫定的な拡大による早期発注、下請負人の保護など、雇用維持のため経済活性化の各種対策が講じられており、県内経済情勢を考慮しつつ適宜入札制度を変更し対応されていることについては、理解ができるところです。

今後は、この様な対策の効果を検証するとともに、入札及び契約制度の維持改善に努められますことを期待し、次のとおり意見を具申します。

1. 公共工事の入札及び契約事務の執行の適正化について

発注機関職員のコンプライアンスの徹底

入札及び契約の適正化と談合防止に関連した諸法令及び談合など不正行為の事例について、入札を執行する職員はもとより、関係職員の理解を深めるための教育や研修を行うなど、入札及び契約事務の適正な執行に努めるとともに、法令遵守や談合防止についての意識改革に、より一層努力すること。

入札談合への取り組みの強化

談合情報に対する取り組みとして、長崎県談合情報対応マニュアルが平成21年1月に見直され、談合情報を入手並びに入札結果に不自然さがみられた際の手続きは、談合防止に一定の成果があげられていると思われま

す。今後も、マニュアルによる対応が実情に即しているかを検証していくとともに、入札談合に係る違法・不正行為を行った場合のペナルティの強化として、知事会指針の規定以上の指名停止期間の延長、違約金特約の額の引き上げを検討すること。

2. 公正な競争の促進について

一般競争入札の拡大

知事会指針には、1千万円以上の工事について、原則として一般競争入札によることとされており、今後とも県内経済情勢を考慮しつつ、一般競争入札の拡大に努めること。

電子入札の拡大

入札の透明性・公正性等の向上、及び入札参加者の入札にかかる負担の軽減の為に、電子入札の適用範囲の拡大及び適切な運用に努めること。

総合評価落札方式の拡充

平成16年度より試行導入されている、価格と品質を総合的に評価する総合評価落札方式を積極的に活用し、一層の拡大に努めること。なお、拡大の際には、これまでの結果を検証・評価を行う事により、システムの良いところはさらに発展させるとともに、短所・問題点については改善を行い、入札の透明性・公正性を確保すること。

建設業界の意識改革

公正な入札制度を確立するためには、発注者のみならず受注者においても正しい認識を有するため発注者及び受注者側双方のコンプライアンスの徹底に努めること。

3．工事品質の確保について

工事の品質や安全性、下請負人などへの影響が懸念される低価格受注に対して、各種対策が講じられ一定の成果を上げていると思われませんが、品質確保法に基づく監理・監督・検査体制の充実、発注者・設計者・施工者の意思疎通の充実に努め、より一層の工事品質の確保に努めること。

4．地元企業の育成について

県発注工事より、下請代金等の未払を行った業者を排除している措置については、一定の効果を上げていると思われれます。引続き健全な地元企業を育成・存続させる制度作りについて検討を行うとともに、下請業者についても実態状況を適宜把握し、必要に応じて対策を行うこと。

5．長崎県緊急経済雇用対策の継続について

長崎県緊急経済雇用対策の一環として、最低制限価格の引き上げ、一般競争入札の指名競争入札への移行、地域力保全型指名競争入札等の各種施策が実施されておりますが、県内経済の現状に鑑み、対策を継続するとともに、早期に発注が可能な工事については速やかな発注に努め、より一層の地元企業の受注拡大を図ること。

なお、対策の継続にあたっては、建設業界の動向を十分に把握するとともに、その効果についても検証を行うこと。

平成23年 3月29日

長崎県入札監視委員会
委員長 原田 哲夫

長崎県知事 中村 法道 様

(別記)

平成22年度第1回長崎県入札監視委員会

1.開催日 平成22年7月28日(水)

2.委員会の審議内容

入札実施状況の報告

平成21年11月から平成22年4月までの間に長崎県において実施した建設工事の入札 901件

(一般競争入札53件、簡易工事応募型指名競争入札0件、
抽選型指名競争入札2件、指名競争入札846件)

指名停止の状況説明

平成22年1月4日から平成22年7月3日までの指名停止32件、
指名除外0件について状況説明

抽出事案

平成21年11月から平成22年4月までの間に実施した入札のうち、6件について審議を行った。

事案審議について

抽出事案中、総合評価落札方式における技術力の適正な評価、評価基準の客観性等について審議し適切に実施されている事を確認した。

価格競争においては、ランダム振れ幅によって、多くの失格者がでていたため、現行のランダム制度としては良いかが、ランダム振れ幅を検証し、幅の数値が適正か考える必要があることを確認した。

平成22年度第2回長崎県入札監視委員会

1.開催日 平成23年2月7日(月)

2.委員会の審議内容

入札実施状況の報告

平成22年5月から10月までの間に長崎県において実施した建設工事の入札 1,329件

(一般競争入札88件、簡易工事応募型指名競争入札0件、
抽選型指名競争入札10件、指名競争入札1,231件)

指名停止の状況説明

平成22年7月4日から平成22年12月10日までの指名停止
18件について状況説明

抽出事案

平成22年5月から10月までの間に実施した入札のうち、7件について審議を行った。

事案審議について

入札監視委員会へ報告していなかった案件、1者を除き最低制限価格を下回った入札、落札者を除き同額札があった入札、及び総合評価落札方式における技術力の適正な評価、評価基準の客観性等の入札・契約手続きについて審議し適切に実施されている事が確認された。

平成22年度における随時会議の開催状況

1. 開催日 平成23年 1月26日(水)

協議事項

1) 知事等からの依頼による案件等についての審議

参 考 資 料

- 1 . 長 崎 県 入 札 監 視 委 員 会 設 置 要 綱
- 2 . 長 崎 県 入 札 監 視 委 員 会 委 員 名 簿

長崎県入札監視委員会設置要綱

(目的)

第1条 長崎県が発注する工事に関し、入札事務等における公正の確保と透明性の向上を図るため、長崎県入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 長崎県が入札、発注を行った工事の中から委員会が抽出したのに関し、入札参加資格の設定及び指名の理由及び経緯について調査審議を行う。
- (2) 前号に規定する事務を行うほか、調査審議の過程において、入札結果に不自然さ等を認めた場合は、入札執行者に対し、入札結果に関する入札参加者への聴き取り調査及びその結果の報告を求める。
- (3) 前号の場合において、委員会がその報告に関して疑義があると判断した場合は、入札執行者に対し指摘事項の改善等の措置を講じるよう求めるとともに、指摘事項が入札談合に関するものについては、長崎県談合情報等対応マニュアルに基づき公正取引委員会に通知するよう具申する。
- (4) 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受け、意見の具申を行う。なお、入札及び契約制度の改善に関するものは第5条によるものとする。
- (5) 一般競争入札において競争参加資格がないと認めた理由及び指名競争入札における非指名理由等に係る再苦情について審議を行う。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事等からの依頼による案件等について調査審議を行う。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

- 2 委員は、公共工事等に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ公正中立の立場を堅持できる者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営及び議決)

- 第4条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
 - 3 委員会は、「定例会議」と「随時会議」で構成する。
 - 4 第2条の事務に係る「定例会議」は、原則として、年間2回開催する。
 - 5 委員長は、必要なときは、「随時会議」を必要に応じ開催する。
 - 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 委員会の審議は、特に理由がある場合を除き公開を原則とする。なお、委員会における議事の概要は、会議終了後速やかに公表するものとする。この場合において、公表の方法は、記者発表等により行うものとする。

(長崎県建設工事入札手続等検討委員会との連携について)

- 第5条 入札事務等の透明性及び公正性並びに競争性の向上を図るため、長崎県建設工事入札手続等検討委員会(以下「検討委員会」という。)と次に掲げる事務について連携を図るものとする。
- (1) 検討委員会が行う入札及び契約制度の改善(軽微なものを除く)については、中間報告を受けるとともに、必要に応じ意見等を具申する。
 - (2) 検討委員会において決定された事項については報告を受けるとする。
 - (3) その他、委員会は必要と認めたときはその都度検討委員会に対し意見を具申することができる。

(意見の具申又は報告)

- 第6条 委員会は、第2条各号の事務に関し審議を行い、年に1度、審議状況を知事に報告するものとする。
- 2 委員会は第2条各号の事務に関し、改善すべき事項等があると認めるときは、知事に対して意見の具申を行うことができる。
 - 3 委員会は、意見の具申を行った場合、改善等の状況についての報告を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に係る事項の審議に加わることができない。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、土木部建設企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

長崎県入札監視委員会委員名簿

区 分	氏 名	職 業	備 考
経 済 分 野	里 隆 光 (長崎市)	経 済 同 友 会 会 員	委 員 長 代 理
	谷 川 善 隆 (佐世保市)	税 理 士	
法 律 分 野	梅 本 義 信 (長崎市)	弁 護 士	委 員 長 代 理
技 術 分 野	原 田 哲 夫 (長崎市)	長 崎 大 学 工 学 部 教 授	委 員 長
学 識 経 験 者	泉 田 正 一 (長崎市)		
	磯 野 浩 (島原市)		公 募 委 員
	梅 崎 薫 (福岡市)		
	筒 井 淳 (時津町)		
	井 田 洋 子 (長崎市)	長 崎 大 学 経 済 学 部 教 授	